

さのブランドネーム取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さのブランドに係るネーム（以下「ネーム」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ネームは、「とどけます 佐野ごころ」とする。

(使用基準)

第3条 ネームを使用することができる基準は、次のとおりとする。

- (1) さのブランド又は市のPRに寄与するものであること。
- (2) さのブランド及び市の品位を損なわないものであること。
- (3) 宗教的活動を目的としないものであること。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱さないものであること。
- (5) 自己の商標及び意匠とするなど、独占的に使用するものでないこと。

(使用の承認)

第4条 ネームを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。
- 3 第1項の規定により使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、さのブランドネーム使用申請書（別記様式第1号）に当該使用に係る仕様が分かるものを添えて、市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、使用の承認をするときはさのブランドネーム使用承認通知書（別記様式第2号）、使用を不承認とするときはさのブランドネーム使用不承認通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(承認事項の変更)

第5条 前条第4項の規定により使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、承認を受けた事項に変更があったときは、速やかに届け出るものとする。

(承認の取消し)

第6条 市長は、使用者が第9条に定める事項を遵守しなかったときその他この要領に違反したときは、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の規定による措置によって使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用の期間)

第7条 ネームを使用できる期間は、2年以内とする。

(使用料)

第8条 ネームの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第9条 ネームを使用する者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 文言を変更しないこと。
- (2) 承認を受けた用途のみに使用すること。
- (3) さのブランドに認証されたものに係ること以外に使用するときは、「さのブランド」の文字を同時に表示しないこと。

(事故、苦情等の処理)

第10条 ネームの使用に関し事故又は苦情等が生じたときは、使用者の責務において必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

この要領は、令和3年4月17日から実施する。